

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

# 福 島 県 報

## 目 次

○青少年の健全な育成を図る上において有益な映画として推奨する件	三三	○平成二十二年福島県職員採用選考予備試験を実施する件	三三
○青少年の健全な育成を図る上において有害な図書類として指定する件	三三	○福島県個人情報保護条例により保有個人情報の開示等の運用状況を公表する件	三三
○大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定により変更の届出があった件	三三	○福島県情報公開条例により公文書の開示の実施状況を公表する件	三三
○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件三件	三四	○特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件	三五
○大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件	三四	○土地改良区の役員が就任した旨届出があった件	三五
○平成二十二年水稲原種の配付数量及び配付価格を定めた件	三四	○一般競争入札を行う件	三五
○県外の区域から家畜の移入を禁止する件	三四	○福島病院局	
○保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件	三四	○県立病院における診療費等に係る公金の収納の事務を委託した件	三五
○道路の区域を変更する件四件	三四	○福島県議会	
○道路の供用を開始する件三件	三四	○福島県議会情報公開条例により公文書の開示の実施状況を公表する件	三五
○都市計画事業を認可した件三件	三四	○福島県警察本部	
○平成二十二年福島県警察職員採用候補者選考予備試験を実施する件	三五		

## 告 示

福島県告示第三百五十七号  
 福島県青少年健全育成条例(昭和五十三年福島県条例第三十号)第十二条の規定により、青少年の健全な育成を図る上において有益な映画として、次のものを推奨する。  
 平成二十二年五月二十八日

福島県知事 佐藤 雄平

推奨番号	名 称	制作者又は配給者	備 考
一九八	春との旅	制作・ラテルナ、 モンキータウン ロダクシオン	推奨対象 中学生、高校生、青年及び一般

(人権男女共生課青少年育成室)

### 福島県告示第三百五十八号

福島県青少年健全育成条例(昭和五十三年福島県条例第三十号)第十八条第一項の規定により、次の図書類を青少年に有害なものとして指定する。  
 平成二十二年五月二十八日

福島県知事 佐藤 雄平

指定番号	種 類	名 称 等	発 行 者	指 定 理 由
六五二二	雑誌	バンブームック女神のG・P Vol. 2 芸能界疑惑の流出動画全貌1万枚スペシャル (65583-01)	株式会社竹書房	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
六五二三	雑誌	衝撃犯罪⑤ファイル コアムックシリーズNo. 46 (63455-62)	株式会社コアマガジン	著しく青少年の粗暴性又は残虐性を助長し、その健全な育成を阻害
六五二四	雑誌	劇画版山口組白書	株式会社徳間書店	著しく青少年の健全な育成を阻害

六五二五	雑誌	脳にくる危ない画像 コアムックシリーズNO. 47 (63455170)	株式会社コアマガジン	するおそれがある。
六五二六	コミック	黒鷲死体宅配便⑩	株式会社角川書店	
六五二七	雑誌	ナックルズBOOKS14 東京不良少年伝説 CRS 連合誕生の真実	ミリオン出版株式会社	著しく青少年の自殺 又は犯罪を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれがある。

(人権男女共生課青少年育成室)

福島県告示第三百五十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十二年五月二十八日から平成二十二年九月二十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市商工観光部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。  
平成二十二年五月二十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

MOLTI 郡山市駅前二丁目十一番一号

二 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 別紙書面のとおり

(変更後) 別紙書面のとおり

三 変更した年月日

平成二十二年四月二十二日

四 届出年月日

平成二十二年五月十一日

五 届出をした者

郡山駅西口再開発株式会社ほか十四者(別紙書面のとおり)  
(「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商業まづくり課)

福島県告示第三百六十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十二年五月二十八日から同年六月二十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び喜多方市産業部商工課商工労政班に備え置いて縦覧に供する。  
平成二十二年五月二十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

COOPバリューひがし 福島県喜多方市字惣座の宮二千七百番地十二

二 法第八条第一項の規定により喜多方市から聴取した意見の概要

意見なし。

(商業まづくり課)

福島県告示第三百六十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十二年五月二十八日から同年六月二十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び喜多方市産業部商工課商工労政班に備え置いて縦覧に供する。  
平成二十二年五月二十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

COOPバリューぶらざ 福島県喜多方市字通船場二百六十九番地

二 法第八条第一項の規定により喜多方市から聴取した意見の概要

意見なし。

(商業まづくり課)

福島県告示第三百六十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十二年五月二十八日から同年六月二十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び喜多方市産業部商工課商工労政班に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年五月二十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
COOPバリエーシおかわ 福島県喜多方市塩川町字東栄町三丁目三番地四
- 二 法第八条第一項の規定により喜多方市から聴取した意見の概要  
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百六十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十二年五月二十八日から同年六月二十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年五月二十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
万代書店福島店 福島県福島市黒岩字浜井場十八番地の一
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要  
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百六十四号

平成二十二年水稲原種の配付数量及び配付価格を次のとおり定めた。  
平成二十二年五月二十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 原種の配付数量	品 種 名	数 量 (単位 キログラム)
種類	品種名	数量(単位 キログラム)
水稲	ひとめぼれ	六〇
二 原種の配付価格	単 位	価 格 (消費税及び地方消費税を除く。)
種類	単位	価格(消費税及び地方消費税を除く。)
水稲	一キログラム	三六〇円

(水田畑作課)

福島県告示第三百六十五号

口蹄疫のまん延を防止するため、福島県家畜伝染病まん延防止規則(昭和四十三年福島県規則第四十七号)第三条の規定により、県外の区域から移入を禁止する家畜等の種類及び移入を禁止する県外の区域を次のとおり指定する。

平成二十二年五月二十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 移入を禁止する家畜等の種類  
牛、水牛、めん羊、山羊、豚、しか及びいのしし並びにそれらの死体又は家畜伝染病の病原体を広げるおそれがある物品
- 二 移入を禁止する県外の区域

1 宮崎県内の次に掲げる区域

(一) 西都市のうち大字山田の一部(井出ヶ平、川原前、瀬志子、屋敷田、飯屋田、

下鶴、大豆太郎、六田、下集、松木田、内之丸、迫間、東平田、西平田、宮田、堤川内、葉山、亀代、熊田、久保田、諏訪田、後川内、萬五郎、北ヶ迫、原屋敷、堂免、内田、柳木ヶ丸、左右衛門田、上屋敷、佐一田、伝蔵田、城平、仲右衛門田、弥兵衛田、開田、一位迫、奈良木、下島、上島、高橋、大迫、御堂迫、高下、彦丁田、前ヶ迫、下母袋ヶ迫、上母袋ヶ迫、六野原、上三反田、下三反田、上重、青木、鋒田、菅ヶ迫、小園、南迫、山神田、小山、松ヶ谷、切通、城越、鈴野、梨子木、中之谷、荒神田、小迫、後庵、吉田ヶ迫、小尻谷、立花、野口、池通、早稲田、堀切、柳木ヶ当、池ヶ迫、永迫、梅木谷、花切、牽牛迫、紺屋田、板ヶ迫及び駄良迫)、大字荒武の一部(菖蒲ヶ廻、枯木ヶ廻、八ヶ廻、小鹿倉、猿越、真京田、前門水、牟田、古別府、八木佐野、谷之田、鳶渡、織渡、鬮文、下之畑、福治、宮田、園山、新立、上原、下原、大廻、狐崎、馬場崎、塩水、松尾、中原、長園、中別府、小鍋、三ツ谷、堀下、鳥喰、今市、水落、今市山下、百堀、山口、西前亀甲及び延命寺原)、大字岩爪の一部(後廻及び椿堀)、大字加勢の一部(山之口及び八舛蒔)、大字上三財の一部(板ヶ迫、測ヶ迫、田中、霜月田、松木田、野下、六田、牧野、平山、宮前田、上宮、中嶋、法乗田、岩井谷、水手洗、浜ヶ谷、南谷、瀬戸、財谷、中ヶ原、堂ヶ迫、京田、小野前田、井出下、五反田、室別府田、金倉川原、金倉前田、雑敷、小野、名分、飯屋川原、二反榎、六田、仁田脇前田、仁田脇、真米、上中川原、丸岡下、元地原、大角田、土平、田野、長迫、雷野、百井、安部、棧敷野、圃、横井手、中村下、畑下、石田鶴、福王寺前田、元山川原、屋敷内、大谷、古ノ原、元山、鶴畑、沖ノ田、水喰、上ノ原、河平、牧堀、大高野、徳財、柳ヶ迫、上ノ丸、松ヶ迫、永保、山神迫、後迫、下高野、上高野、歩坂、中村、金倉、諏訪下、諏訪川原、門田下、上宮川原、門田前田、北水戸、諏訪牟田、諏訪、外原牟田、下外原、大將軍原、西宝来、金倉上、町松、常心原、谷川上、一堂前、高野前及び飯屋堀)及び大字下三財の一部(古城下、観音寺川原、柳ヶ丸、小板ヶ廻、大板ヶ廻、松永廻、観音寺廻口、山下、谷ノ口、芹田、小丸、岩下、内之丸、間田、曾宮、小山下、中水流、中鶴、古川、長割、彼岸田、堤内、西牟田、外原牟田、霧島牟田、上石野田屋敷、中石野田屋敷、下石野田屋敷及び外原屋敷)

(二) 宮崎市のうち大字塩路、大字島之内、大字広原、大字瓜生野、大瀬町、池内町、大字新名爪、大字芳土、村角町、阿波岐原町、山崎町、新別府町、吉村町の一部(浮ノ城、井手ノ中、引土、境目、江田原、坂元、上無田堤、正光寺前、西田、大田ヶ島、中無田、天神前、冬治、嶋田、北原及び網掛)、波島一丁目、波島二

丁目、大島町、東大宮一丁目、東大宮二丁目、東大宮三丁目、東大宮四丁目、南方町、花ヶ島町、南花ヶ島町、平和が丘北町、平和が丘東町、平和が丘西町、大字上北方、下北方町、新城町、浮之城町、権現町、北権現町、柳丸町、下原町、江平東町、江平中町、江平町一丁目、江平東一丁目、江平東二丁目、江平西一丁目、江平西二丁目、神宮東一丁目、神宮東二丁目、神宮東三丁目、神宮町、神宮一丁目、神宮二丁目、丸山一丁目、丸山二丁目、船塚二丁目、船塚三丁目、神宮西一丁目、神宮西二丁目、矢ノ先町、霧島二丁目、霧島三丁目、霧島四丁目、霧島五丁目、祇園二丁目、祇園三丁目、祇園四丁目、大字小松の一部(下川原、上川原、宅宮、受別府、栗屋敷、霧島、森本、町屋敷、竹ノ内、高松、下中島、水町、西堀及び上中島)、大字跡江の一部(間越、長割、間越前、無田ノ上、雀田、井尻、春田、城ノ下、間越後、堂原、上水流、大畑、後方、土手外、上ノ迫、坂ノ下、宮ノ馬場、下水流、大屋敷、寺ノ前、沖ノ田、深田、石迫、城平及び踏田ノ前)、大字有田の一部(七ツ枝、原田、中島、上水流、中水流、札立、川畑、道ノ上、下水流、六路、水流田ノ上及び島崎)、大字糸原の一部(四反田、樋渡、山口、天ヶ山、鎌瀬町、小西、四ツ枝、六反田、岩瀬、池ノ内、葛元、町屋敷、一町田、干物作、岩坂、野間、法丈、木ノ元、北田、下馬場、表馬場、上園、戸森、前向、城ノ下、上水流、水流及び中水流を除く)、大字金崎、大字堤内の一部(川除を除く。)及び大字吉野の一部(大原、寺田、弥内橋及び樋ノ口を除く。)

(三) 東諸県郡国富町のうち大字岩知野、大字塚原、大字木脇、大字三名、大字伊左生、大字八代北俣、大字宮王丸の一部(北畑、南畑、新畑、内ヶ迫、鶴田、赤池、南村、岩元、高添、北村、城ノ下及び袴田)、大字本庄の一部(太田原、大蔵元、稲荷ノ下、高爪、出来所、万所、上代、堂ノ下、久保水流、立野、野間田、京田、原ノ坊、祝子園、柴原、平田、高丸、瀬戸田、松川、御才園、三ヶ園、能永園、東福寺、竹ヶ山、竹原、上の原、大脇前、大脇、古城田、車田、鶴田、森ノ下、荷取、浄知院、倉頭、無田、上前田、下前田、古井手、上高添、寺畑、北ノ園、堂園、下八幡、麓、麓ノ前、北田、修理田、祇園迫、狐塚、鳥越、麓ノ後、郡山分、木挽田、下天ヶ迫、瀬戸曲、古城、五反田、瀬口、吐合、中村、小長迫、毛越、来宝院、辰ヶ迫、柚木迫、天神迫、長迫、飯屋原、東飯屋原、陣ノ下、目黒田、原田、荒蒔、野稻添、坊ノ下、高寺、内ヶ迫、横峯、人ノ前、大盤若、鷺巢、徳竹、十ノ田、深坪、一丁田、池内、釘元、上水流田、上ノ丸、寺之後及び道少迫)、大字深年の一部(菖蒲迫、大門田、宮ヶ迫、唐竹迫、鳥ヶ迫、向ヶ迫、内山、菱迫、杉ノ本、轟ノ元、池谷、山内、前平及び松ヶ迫)及び大字八代南俣の一部(諏訪田、樋渡、柳ヶ迫、後迫、餅田、小丸、高尾、片木山、油田、中田、梁ヶ原、門前川原、一ノ谷、仮屋、山下、初木、馬登、園田、松ヶ迫、中尾、馬場南、馬場北、井手ノ口、牛ノ宮、上野、栗巢、上ノ原、堀内、川堀、星ヶ平、水流田、白竹、宮田、川上、宮園、堂ヶ迫、東迫、西迫、押開、口ノ坪、池平、天神下、川上迫、的野及び新村)

(畜産課)

福島県告示第三百六十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定施設要件を変更する旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十二年五月二十八日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所  
 東白川郡鮫川村大字渡瀬字福原三〇四の一、字中山四〇の一、二五七、二五八の一、二五九、二六〇の一、字北中ノ町二一の五、大字赤坂西野字荻ノ沢七三の一、一一〇、字官沢一九七、二〇〇の四、二〇一の一、字欠下二二の一、大字西山字鬼越一一八の一
- 一 保安林として指定された目的  
 土砂の崩壊の防備
- 三 変更後の指定施設要件
- 1 立木の伐採の方法
- (一) 主伐は、択伐による。
- (二) 主伐として伐採をすることが出来る立木は、鮫川村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度  
 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室治山対策課及び鮫川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

(治山対策課)

福島県告示第三百六十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県東北建設事務所平成二十二年五月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年五月二十八日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前	変更後	敷地の幅員(メートル)	延 長(メートル)
一般国道 三九九号	福島市飯坂町茂庭字茂庭国有林一三四林班	A 一四・三 一八・六	A 一四・三 一八・六	一三三・〇	長

小班地先から 同 市飯坂町茂庭字茂 庭国有林一三四林班ぬ 小班地先まで	変更後	A 一四・三 二九・五	一三三・〇
--	-----	----------------	-------

(道路計画課)

**福島県告示第三百六十八号**  
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で平成二十二年五月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年五月二十八日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前変 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長
一般国道 三九九号	福島市飯坂町茂庭字茂 庭国有林一三四林班と 小班地先から	変更前	A 一六・九 二二・三	一七六・〇
	同 市飯坂町茂庭字茂 庭国有林一三四林班と 小班地先まで	変更後	A 一六・九 三八・六	一七六・〇

(道路計画課)

**福島県告示第三百六十九号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で平成二十二年五月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年五月二十八日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前変 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道飯坂	福島市宮代字家原毛内	変更前	四・七	三二六・二

瀬ノ上線 同 市宮代字家原毛内 二五番地先まで	変更後	五・一 六・〇	三二六・二
-------------------------------	-----	------------	-------

(道路計画課)

**福島県告示第三百七十号**  
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で平成二十二年五月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年五月二十八日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前変 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長
一般国道 四〇一号	南会津郡南会津町水根 沢字西村下四七番地先 から	変更前	七・四 九・六	一八三・〇
	同 郡同 町木伏 字水根沢前八番地先ま で	変更後	九・一 一〇・九	一八三・〇

(道路計画課)

**福島県告示第三百七十一号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で平成二十二年五月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年五月二十八日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
一般国道三九九号	福島市飯坂町茂庭字茂庭国有林一三四林班 る小班地先から	平成二十二年五月 二十八日
	同 市飯坂町茂庭字茂庭国有林一三四林班	

ぬ小班地先まで

(道路計画課)

福島県告示第三百七十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で平成二十二年五月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十二年五月二十八日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道三九九号	福島市飯坂町茂庭字茂庭国有林一三四林班と小班地先から 同 市飯坂町茂庭字茂庭国有林一三四林班と小班地先まで	平成二十二年五月二十八日

(道路計画課)

福島県告示第三百七十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で平成二十二年五月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十二年五月二十八日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道四〇一号	南会津郡南会津町水根沢字西村下四七番地先から 同 郡同 町木伏字水根沢前八番地先まで	平成二十二年五月二十八日

(道路計画課)

福島県告示第三百七十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業について、次のとおり認可した。

平成二十二年五月二十八日

一 施行者の名称  
福島市

二 都市計画事業の種類及び名称  
県北都市計画公園事業 八・四・一〇二号 宮畑遺跡史跡公園

三 事業施行期間  
平成二十二年五月二十八日から平成二十六年三月三十一日まで

四 事業地  
取用の部分 福島市岡島字宮畑、字宮田、字段橋及び字天神平の各一部の区域  
使用の部分 なし

(まちづくり推進課)

福島県告示第三百七十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業について、次のとおり認可した。  
平成二十二年五月二十八日

福島県知事 佐藤 雄平

一 施行者の名称  
須賀川市

二 都市計画事業の種類及び名称  
県中都市計画公園事業 三・三・二〇三号 山寺池公園

三 事業施行期間  
平成二十二年五月二十八日から平成二十七年三月三十一日まで

四 事業地  
取用の部分 須賀川市池下、西川字池ノ上、池ノ下及び山本の一部  
使用の部分 なし

(まちづくり推進課)

福島県告示第三百七十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業について、次のとおり認可した。  
平成二十二年五月二十八日

福島県知事 佐藤 雄平

一 施行者の名称  
白河市

二 都市計画事業の種類及び名称  
町大工町線 県南都市計画道路事業 七・七・百三十一号 一番

三 事業施行期間  
平成二十二年五月二十八日から平成二十八年三月三十一日まで

四 事業地  
取用の部分 白河市一番町、金屋町、愛宕町及び大工町地内

使用の部分 なし

(まぶさへの推進課)

公 告

公告第二百二十四号

平成二十二年福島県職員採用選考予備試験を次のとおり実施します。

平成二十二年五月二十八日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 試験を実施する職種  
電気に関する技術職、獣医師、児童自立支援専門員及び言語聴覚士

- 二 試験期日

平成二十二年七月八日(木)

- 三 受験申込受付期間

平成二十二年五月二十八日(金) から同年六月三十日(水) まで

- 四 受付窓口及び問い合わせ先

- 1 電気に関する技術職

福島県土木部土木総室土木総務課(福島市杉妻町二番十六号 電話(〇二四)五二一七四五)

- 2 獣医師

福島県農林水産部農林水産総室農林総務課(福島市杉妻町二番十六号 電話(〇二四)五二一七三九)

- 3 児童自立支援専門員及び言語聴覚士

福島県保健福祉部保健福祉総室保健福祉総務課(福島市杉妻町二番十六号 電話(〇二四)五二一七二一九)

- (人事課)

福島県知事 佐藤雄平

公告第二百二十五号

福島県個人情報保護条例(平成六年福島県条例第七十一号。以下「条例」という。)第三十九条の規定により、平成二十一年度における各実施機関の保有個人情報の開示等の運用状況を次のとおり公表する。

平成二十二年五月二十八日

福島県知事 佐藤雄平

- 1 保有個人情報の開示請求等の状況

- (1) 受付窓口別の内訳

(単位 件)

実施機関の区分	文書による開示請求	口頭による開示請求	訂正請求	合計
知事直轄	0	0	0	0
知 務 部	2	18	0	20

開示請求	開示請求			
県政情報センター	70	1,065	2	1,137
県政情報コーナー	25	0	1	26
出先機関窓口	31	8,906	0	8,937
警察情報センター	29	2	0	31
合 計	155	9,973	3	10,131

注

- 「文書による開示請求」とは、条例第14条第1項の規定による保有個人情報に対する請求書による開示請求をいう(以下同じ)。
  - 「口頭による開示請求」とは、条例第17条第1項の規定により行うことができることとした保有個人情報に対する口頭による開示請求をいう(以下同じ)。
  - 「訂正請求」とは、条例第19条第1項の規定による保有個人情報の訂正請求をいう(以下同じ)。
  - 「県政情報センター」とは、県庁西庁舎に配置された窓口をいう。
  - 「県政情報コーナー」とは、県中、県南、会津、南会津、相双及びいわきの各地方振興局に設置された窓口をいう。
  - 「出先機関窓口」とは、伊達、二本松、三春、棚倉、喜多方及び富岡の各合同庁舎内に所在する各出先機関並びに単独の出先機関並びに公立大学法人における窓口をいう。
  - 「警察情報センター」とは、県警察相談センターに設置された窓口をいう。
  - 本庁担当課による受付は、「県政情報センター」の区分に含める。
- ※ 条例第21条の4の利用停止請求及び条例第24条の苦情の申出についての実績はなかった。
- (2) 実施機関別の内容 (単位 件)

実施機関の区分	文書による開示請求	口頭による開示請求	訂正請求	合計
知事直轄	0	0	0	0
知 務 部	2	18	0	20

企画調整部	0	0	0	0	0
生活環境部	0	0	0	0	0
保健福祉部	48	97	3	148	
商工労働部	8	18	0	26	
農林水産部	12	1	0	13	
土木部	1	0	0	1	
出納局	0	0	0	0	
企業局	0	0	0	0	
小計	71	134	3	208	
議 会	0	0	0	0	
教育委員会	23	9,302	0	9,325	
公安委員会	4	0	0	4	
警察本部長	25	2	0	27	
選挙管理委員会	0	0	0	0	
監査委員	0	0	0	0	
人事委員会	2	263	0	265	
労働委員会	0	0	0	0	
収用委員会	0	0	0	0	
海区漁業調整委員会	0	0	0	0	

内水面漁場管理委員会	0	0	0	0
病院事業管理者	0	0	0	0
公立大学法人福島県立医科大学	29	127	0	156
公立大学法人会津大学	1	145	0	146
合 計	155	9,973	3	10,131

2 文書による開示請求に対する決定等の状況

(1) 決定等の状況

(単位 件)

決 定 等 区 分	件 数	
	開 示	不 開 示
全 部	68	
一 部	47	
小 計	115	
不 開 示		40
うち公文書の不在		19
取 下		0
却 下		0
合 計		155

(2) 不開示理由の内訳

(単位 件)

条例第12条に規定する不開示情報の区分	一部開示	不開示	合 計
第1号 (法令秘情報)	0	2	2

第2号 (本人不利益情報)	2	16	18
第3号 (開示請求者以外の個人に関する情報)	41	3	44
第4号 (法人等の事業に関する情報)	0	0	0
第5号 (個人の評価等事務に関する情報)	9	8	17
第6号 (犯罪捜査等情報)	5	0	5
第7号 (審議、検討及び協議に関する情報)	0	0	0
第8号 (事務又は事業に関する情報)	27	11	38
合 計	84	40	124

注 事案により複数の不開示理由に該当するものがあるため、合計数は一部開示及び不開示(公文書の不存在を除く。)の決定件数の合計と一致しない場合がある。

3 訂正請求に対する決定の状況

(単位 件)

訂 正	一 部 訂 正	不 訂 正	取 下 げ	却 下	合 計
0	0	3	0	0	3

4 不服申立ての状況

行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づき不服申立てに対する決定等の状況は、次のとおりである。

(1) 件数

(単位 件)

不 服 申 立 て	決 定	取下げ					審理中
		却下	棄却	認容	一部認容	小計	
前年度からの繰越件数	当該年度中にあった新規件数	0	0	0	0	0	0
0	32	0	0	0	0	0	32

(2) 件名等

申立て年月日	件 名	決定等の区分
平成21年9月2日	平成21年7月7日付けでなされた自己情報開示請求の不開示決定に対する異議申立て	審理中
平成21年9月2日	平成21年7月7日付けでなされた自己情報開示請求の不開示決定に対する異議申立て	審理中
平成21年9月2日	平成21年7月7日付けでなされた自己情報開示請求の不開示決定に対する異議申立て	審理中
平成21年9月3日	平成21年7月16日付けでなされた自己情報開示請求の不開示決定に対する異議申立て	審理中
平成21年9月5日	平成21年7月7日付けでなされた自己情報開示請求の不開示決定に対する異議申立て	審理中
平成21年9月5日	平成21年7月7日付けでなされた自己情報開示請求の不開示決定に対する異議申立て	審理中
平成21年9月5日	平成21年7月7日付けでなされた自己情報開示請求の不開示決定に対する異議申立て	審理中

		開示請求の不開示決定に対する異議申立て	
平成21年 9月 5日	平成21年 7月10日付けでなされた自己情報開示請求の不開示決定に対する異議申立て	審 理 中	
平成21年 9月 5日	平成21年 7月10日付けでなされた自己情報開示請求の不開示決定に対する異議申立て	審 理 中	
平成21年 9月 8日	平成21年 7月 7日付けでなされた自己情報開示請求の不開示決定に対する異議申立て	審 理 中	
平成21年 9月 8日	平成21年 7月 7日付けでなされた自己情報開示請求の不開示決定に対する異議申立て	審 理 中	
平成21年 9月 8日	平成21年 7月10日付けでなされた自己情報開示請求の不開示決定に対する異議申立て	審 理 中	
平成21年 9月 8日	平成21年 7月16日付けでなされた自己情報開示請求の不開示決定に対する異議申立て	審 理 中	
平成21年 9月 8日	平成21年 7月16日付けでなされた自己情報開示請求の不開示決定に対する異議申立て	審 理 中	
平成21年 9月 8日	平成21年 7月16日付けでなされた自己情報開示請求の不開示決定に対する異議申立て	審 理 中	
平成21年 9月 9日	平成21年 7月 7日付けでなされた自己情報開示請求の一部開示決定に対する異議申立て	審 理 中	
平成21年 9月 9日	平成21年 7月 7日付けでなされた自己情報開示請求の一部開示決定に対する異議申立て	審 理 中	

平成21年 9月 9日	平成21年 7月 7日付けでなされた自己情報開示請求の一部開示決定に対する異議申立て	審 理 中	
平成21年 9月 9日	平成21年 7月10日付けでなされた自己情報開示請求の一部開示決定に対する異議申立て	審 理 中	
平成21年 9月 9日	平成21年 7月10日付けでなされた自己情報開示請求の一部開示決定に対する異議申立て	審 理 中	
平成21年 9月 9日	平成21年 7月16日付けでなされた自己情報開示請求の一部開示決定に対する異議申立て	審 理 中	
平成21年 9月 9日	平成21年 7月16日付けでなされた自己情報開示請求の一部開示決定に対する異議申立て	審 理 中	
平成21年 11月 9日	平成21年 8月27日付けでなされた自己情報開示請求の一部開示決定に対する異議申立て	審 理 中	
平成21年12月16日	平成21年 9月14日付けでなされた自己情報開示請求の不訂正決定に対する異議申立て	審 理 中	
平成21年12月16日	平成21年 9月14日付けでなされた自己情報開示請求の不訂正決定に対する異議申立て	審 理 中	

## 5 事業者に対する説明等の要求等の状況

(単位 件)

説明等の要求	是 正 の 勧 告	事 実 の 公 表	苦 情 相 談 処 理
0	0	0	4

(文書発案数)

公告第二百二十六号

福島県情報公開条例（平成十二年福島県条例第五号。以下「条例」という。）第三十条の規定により、平成二十一年度における各実施機関の公文書の開示の実施状況を次のとおり公表する。

平成二十二年五月二十八日

福島県知事 佐藤 雅 平

1 公文書の開示請求の状況

(1) 受付窓口別の内訳

(単位 件)

区 分	請 求 件 数
県 政 情 報 セ ン タ ー	7,884
県 政 情 報 コ ー ナ ー	948
出 先 機 関 窓 口	1,601
警 察 情 報 セ ン タ ー	37
合 計	10,470

注

- 1 「請求」とは、条例第5条の規定による公文書の開示の請求をいう（以下同じ。）。
  - 2 「県政情報センター」とは、県庁西庁舎に設置された窓口をいう。
  - 3 「県政情報コーナー」とは、県中、県南、会津、南会津、相双及びいわきの各地方振興局に設置された窓口をいう。
  - 4 「出先機関窓口」とは、伊達、二本松、三春、棚倉、喜多方及び富岡の各合同庁舎内に所在する各出先機関並びに単独の出先機関並びに公立大学法人の窓口をいう。
  - 5 「警察情報センター」とは、県警察相談センターに設置された窓口をいう。
- (2) 実施機関別の内訳 (単位 件)

実 施 機 関 の 区 分	請 求 件 数

知 事 直 轄	4
総 務 部	723
企 画 調 整 部	537
生 活 環 境 部	82
保 健 福 祉 部	1,770
商 工 労 働 部	71
農 林 水 産 部	1,453
土 木 部	5,083
出 納 局	9
事 業 局	3
小 計	9,735
教 育 委 員 会	207
公 安 委 員 会	0
警 察 本 部 長	37
選 挙 管 理 委 員 会	105
監 査 委 員 会	4
人 事 委 員 会	0
労 働 委 員 会	0
収 用 委 員 会	0
海 区 漁 業 調 整 委 員 会	0

内水面漁場管理委員会	0
病院事業管理者	2
公立大学法人福島県立医科大学	379
公立大学法人会津大学	1
小計	10,470

2 公文書の開示の決定等の状況

(1) 決定等の状況

(単位 件)

決定等区分	件数
開示	7,053
不開示	2,732
小計	9,785
不開示	586
うち公文書の不存在	530
請求の取下げ	99
却下	0
合計	10,470

(2) 不開示理由の内訳

(単位 件)

条例第7条に規定する不開示情報区分	一部開示	不開示	合計
条例第7条第1号 (法令秘情報) 又は旧			

条例番号	件数	件数	件数
条例第6条第1号	1	1	2
条例第7条第2号 (個人情報) 又は旧条例第6条第2号	1,007	7	1,014
条例第7条第3号 (事業情報) 又は旧条例第6条第3号	2,207	26	2,233
条例第7条第4号 (犯罪捜査等情報) 又は旧条例第6条第4号	4	0	4
旧条例第6条第5号 (国、地方公共団体等関係情報)	0	0	0
条例第7条第5号 (審議、検討等情報) 又は旧条例第6条第6号	16	3	19
条例第7条第6号 (事業執行過程情報) 又は旧条例第6条第7号	280	24	304
旧条例第6条第8号 (合議制機関等関係情報)	0	0	0
合計	3,515	61	3,576

注

- 1 事案により複数の不開示理由に該当するものがあるため、合計数は一部開示及び不開示 (公文書の不存在を除く。) の決定件数の合計と一致しない場合がある。
- 2 条例第7条に規定する不開示情報の区分の欄に掲げる旧条例第6条各号は、条例附則第3項の規定により読み替えて適用される改正前の福島県情報公開条例 (平成22年福島県条例第41号) 第6条各号を示す。
- 3 不服申立ての状況  
行政不服審査法 (昭和37年法律第160号) に基づく不服申立てに対する決定等の状況は、次のとおりである。  
(1) 件数

(単位 件)

不服申立て	決 定					取下げ	審理中		
	却下	棄却	認容	一部認容	小計				
前年度からの繰越件数	当該年度中にあった新規件数	3	0	4	0	1	5	0	2

(2) 件名等

申立て年月日	件 名	決定等の区分
平成20年 3月23日	「交通事故事件捜査の手引き」の一部開示決定に対する審査請求	一部認容
平成20年 6月12日	「森林居住環境整備調査報告書」の一部開示決定に対する異議申立て	棄却
平成20年11月10日	「請願書」の一部開示決定に対する異議申立て	棄却
平成21年 1月25日	「学籍簿」の不開示決定に対する異議申立て	棄却
平成21年 4月27日	「請願書」を受理し誠実に処理したことを推認することができる文書」の不開示決定に対する異議申立て	棄却
平成21年 5月25日	「授業料免除実績（学校別）」の不開示決定に対する異議申立て	審理中
平成21年12月21日	森林伐採の補償に係る「支出命令書」の一部開示決定に対する異議申立て	審理中

(文庫共録)

公告第百二十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十二年五月二十八日

福島県知事 佐藤 雄平

- 申請のあった年月日  
平成二十二年五月七日
- 名称  
特定非営利活動法人尾瀬自然保護ネットワーク
- 代表者の氏名  
永島 勲
- 主たる事務所の所在地  
福島県岩瀬郡鏡石町旭町十九番地
- 定款に記載された目的  
この法人は、貴重な自然遺産である国立公園・天然記念物の尾瀬について、広く一般市民を対象に、入山指導、自然解説、観察会等による自然環境保護に関する普及・啓蒙活動等を行うことで、自然環境・景観の維持保全を図り、自然と人間が共存できる豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第百二十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨届出があった。  
平成二十二年五月二十八日

福島県知事 佐藤 雄平

- 土地改良区の名称  
西会津町土地改良区
- 就任した役員
- | 役別 | 氏名    | 住所                     |
|----|-------|------------------------|
| 理事 | 伊藤 堅悦 | 耶麻郡西会津町野沢字牧乙四六七番地      |
| 同  | 佐藤 伊平 | 同 郡 同 町奥川大字飯根字田尻一一五六番地 |
| 同  | 荒海紀久男 | 同 郡 同 町奥川大字大綱木字外手一八五番地 |

(農村計画課)

公告第229号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県事業執行管理システム再構築業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。  
平成22年 5月28日

福島県知事 佐藤 雄平

- 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 福島県事業執行管理システム再構築業務一式
- (2) 調達案件の仕様等 仕様書による。
- (3) 履行期間 契約締結の日から平成24年3月30日まで
- (4) 履行場所 福島県庁(福島県福島市杉妻町2番16号)
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- 次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てをしていない者若しくは申立てがなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てをしていない者若しくは申立てがなされていない者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 国又は地方公共団体に対し土木事業の執行管理を担う情報システムの設計開発をオペレーションシステムに依存しないウェブシステム及びオープン言語で履行した実績がある者であり、かつ、当該設計開発を行った技術者を当該契約に係る業務に適正に配置できるものであること。
- (5) 情報セキュリティマネジメントシステムJISQ27001(ISO/IEC27001)による認証又はこれと同等の信頼性があると知事が認める認証を取得している者であること。
- (6) 品質マネジメントシステムISO9001:2008の認証又はこれと同等の信頼性があると知事が認める認証を取得している者であること。
- (7) 独立行政法人情報処理推進機構が公表しているITスキル標準V3により基準を設け、人材育成、職制整備、教育計画立案等を実施している者であること。
- (8) 経済産業省が認定するプロジェクトマネージャー又はアメリカ合衆国の非営利団体Project Management Instituteが認定するプロジェクトマネージャプロジェクトマネジメントを取得した技術者であつて、本件同等のシステム設計開発を行ったものを当該契約に係る業務に適正に配置できる者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
- 入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)から(8)までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成22年6月8日(火)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。
- 郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号  
福島県土木部土木総務課  
電話番号024-521-7454
- 4 契約条項を示す場所等
- 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。なお、郵送による入札説明書等の配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙50枚が入る程度の大きさで、390円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封のうえ、3に掲げる場所まで、平成22年6月3日(木)午後5時までに必着で請求すること。
- 5 入札及び開札の日時及び場所
- 平成22年7月7日(水) 午前10時 福島県庁本庁舎1階土木部土木総務課分室(郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、同月6日(火)午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。)
- 6 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札に参加を希望する者には、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 8 入札の無効
- 2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 9 その他
- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たつては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、施行令第167条の10第1項の規定を適用する必要があると福島県知事が認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った他の者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とするところがある。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。
- なお、入札説明書については、福島県土木部企画技術総室土木企画課ウェブページ ([http://www.cms.pref.fukushima.jp/pcp\\_portal/PortalServlet?DISPLAY\\_ID=](http://www.cms.pref.fukushima.jp/pcp_portal/PortalServlet?DISPLAY_ID=)

DIRECT&NEXT\_DISPLAY\_ID=U000004&CONTENTS\_ID=10218) からダウンロードして入手することができる。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of products : To develop of public works construction generalmanagement Open Source for the Fukushima Prefectural accounting system of PublicWorks Office 1 set
- (2) Time - limit of tender (by hand) : 10 : 00 am., 7 July 2010
- (3) Time - limit of tender (by mail) : 5 : 00 p.m., 6 July 2010
- (4) Contact point for the notice : General Affairs Division,Public Works Office,Public Works Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuna-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7454

(土木総務課)

福島県病院局

福島県病院局告示第1号

地方公営企業法 (昭和27年法律第292号) 第33条の2の規定により、公金の収納の事務を次のとおり委託した。

平成22年 5月28日

福島県病院事業管理者 高地 英夫

- 1 委託した事務の範囲及び内容
  - 福島県立矢吹病院、福島県立喜多方病院、福島県立会津総合病院、福島県立宮下病院、福島県立南会津病院及び福島県立大野病院における診療費等の収納の事務
- 2 受託者の名称及び所在地
  - (1) 福島県立矢吹病院、福島県立宮下病院及び福島県立南会津病院の受託者 株式会社日本医療事務センター  
東京都千代田区神田佐久間町三丁目2番地
  - (2) 福島県立喜多方病院、福島県立会津総合病院及び福島県立大野病院の受託者 株式会社ニチイ学館  
東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地
- 3 収納の事務を委託する期間  
平成22年 4月1日から平成23年 3月31日まで

(病院経営改革課)

福島県議会

公告第1号

福島県議会情報公開条例(平成十三年福島県条例第三十六号。以下「条例」という。)第三十三条の規定により、平成二十一年度における公文書の開示の実施状況を次のとおり公表する。

平成二十二年五月二十八日

福島県議会議長 佐藤 憲保

- 1 公文書の開示請求の件数 10件
- 2 公文書の開示の決定等の状況
  - (1) 決定等の状況

(単位 件)

区 分	件 数
開 全 部 開 示	4
開 一 部 開 示	6
示 小 計	10
不 開 示	0
不 うち 公文書の存在	0
請 求 の 取 下 げ	0
却 下	0
合 計	10

注 「請求」とは、条例第6条の規定による公文書の開示の請求をいう。

(2) 不開示理由の内訳

(単位 件)

条例第8条に規定する不開示情報の区分	一部開示	不開示	合計
第1号 (法令秘情報)	0	0	0
第2号 (個人情報)	6	0	6

第3号 (事業情報)		3	0	3
第4号 (犯罪捜査等情報)		0	0	0
第5号 (審議、検討等情報)		0	0	0
第6号 (事業執行過程情報)		0	0	0
第7号 (議会の会派又は議員の活動に関する情報)		0	0	0
合 計		9	0	9

注 事業により複数の不開示理由に該当するものがあるため、合計数は一部開示及び不開示(公文書の不開示を除く。)の決定件数の合計と一致しない場合がある。

3 不服申立ての状況

行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定に基づく不服申立てに対する決定等の状況は、次のとおりである。

(単位 件)

不 服 申 立 て	決 定				取下げ	審理中
	却下	棄却	認容	一部認容		
前年度からの繰越件数	0	0	0	0	0	0
当該年度中にあった新規件数	0	0	0	0	0	0

(繰越 件)

**福島県警察本部**

**福島県警察本部公告第43号**

平成22年度福島県警察職員採用候補者選考予備試験を次のとおり実施します。

平成22年 5月28日

福島県警察本部長 松 本 光 弘

- 1 試験を実施する職種及び採用予定人員  
航空整備士 1名程度
- 2 試験期日及び試験地

- (1) 試験期日 (第1次試験) 平成22年 8月7日 (土)
- (2) 試験地 福島県警察学校 (福島市蓬萊町一丁目1番1号)
- 3 申込受付期間  
平成22年 5月31日 (月) から同年 7月30日 (金) まで (郵便による申込みは、同年 7月30日 (金) までの通信日付印のあるもの限り受け付けます。)
- 4 受付窓口及び問い合わせ先  
郵便番号960-8686 福島市杉妻町2番16号  
福島県警察本部警務部警務課  
電話024-522-2151 内線2626

(警 務 課)